

総合計画の総括報告書を公表しています

公表

企画課
行政評価係
☎(24)0442

本庁舎
2階

市の総合計画は、まちづくりを進めていくうえでもっとも上位に位置づけられる計画です。

平成13年度から平成22年度を計画期間とした千歳市新長期総合計画は、その計画期間が終了しました。そこでこれまでの取組や各施策の達成状況を明らかにするため、「施策の達成度」を総合的に評価し、その結果を公表しています。



環境審議会の委員を募集します

募集

環境課
環境計画係
☎(24)0590

本庁舎
3階

【職務内容】市の環境基本計画、

市役所116番

公害対策、自然環境の保全や環境影響評価などについての調査と審議

【募集人員】2人

【対象】18歳から69歳までの方で環境に関する知識や環境活動の経験があり、年3回程度の会議（平日・日中）に出席できる方

【申込方法】所定の応募用紙に環境活動などの経験、「応募動機と千歳市の環境について」を記入し提出（郵送不可）

※応募用紙は環境課窓口で配布しています。市ホームページからも入手できます。なお、応募書類は返却しません。

【選考方法】応募書類と必要に応じて面談により決定

【申込期限】7月26日(火)

国民健康保険に加入している方へのお知らせ

くらし

国民健康保険課
国保給付係
☎(24)0274

本庁舎
1階③番

現在、市が交付しているつぎの受給者証・受療証の有効期限は、平成23年7月31日(日)です。

新しい受給者証・受療証は、7月下旬、住民登録されている住所に郵送します。

○国民健康保険高齢受給者証

○国民健康保険特定疾病療養受療証

国民年金保険料を納めることが困難なときについて

くらし

市民課
年金係
☎(24)0267

本庁舎
1階②番

経済的な理由などで国民年金保険料（定額保険料月額1万5,020円）を納めることが困難なときは、申請により保険料の納付が免除される制度があります。

【免除の対象となる所得基準】本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が左下の表の計算式で算出した所得基準の範囲内であること

【免除になったときの納付額】平成23年度の額は左下の表のとおり

※「免除になったときの納付額」を納めたときは、将来受ける年金額に一部反映されます（反映額は納付額により異なります）。また、納めなかったときは、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）になり、将来の老齢基礎年金の額に反映されなくなります。この場合、障がいや死亡など不慮の事態が生じても年金の受け取りができなくなる場合があります。

【免除期間】平成23年7月分～平成24年6月分

【申請に必要なもの】

- ・年金手帳（基礎年金番号通知書）
- ・印鑑
- ・源泉徴収票など平成22年分の所

得を明らかにする書類（平成23年1月1日現在の住所が市外の方のみ）

・離職日が平成22年3月31日以降の雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証（失業が申請理由の方のみ）

●その他の免除制度

30歳未満の方は「若年者納付猶予制度」、学生の方は「学生納付特例制度」があります。いずれも申請が必要になりますので、市民課年金係でご相談ください。

	免除の対象となる所得基準	1か月の納付額	年金額への反映割合
全額免除	57万円＋扶養親族の人数×35万円	0円	1／2
1／4納付 (3／4免除)	78万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額など	3,760円	5／8
半額納付 (半額免除)	118万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額など	7,510円	3／4
3／4納付 (1／4免除)	158万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額など	11,270円	7／8



今月は固定資産税・都市計画税「第2期」の納入月です。
市税納入休日相談日は7月31日(日)8時45分～17時15分です。
納税相談はお早めに。